

## 日豪EPAに関する意見書

日豪EPA交渉については、本年4月に両国政府間交渉が開始されたが、豪州は世界有数の農業国であり、同国からの農畜産物の輸入は、牛肉、乳製品、米、麦などの重要品目を中心に大幅な輸入超過の状況にある。

交渉では、豪州側はこれら重要品目の関税撤廃を強く求められることは必至であり、関税撤廃となれば我が国農業は壊滅的な影響を受け、食料自給率はさらに低下し、国民食料の安全保障の面からも重大な事態に直面することとなる。

平塚市の農業にとっても、畜産を中心に甚大な影響を蒙り、経営の継続が危ぶまれることは明白である。

一方、我が国はWTO農業交渉において、重要品目の関税削減の例外扱いや柔軟な対応を求め、G10諸国等と連携して「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」の重要性を一貫して主張している。

よって政府は、日豪EPA交渉において「自由民主党及び衆参農林水産委員会の決議」を踏まえ、重要品目の除外・再協議の取り扱いが確保できなければ交渉を断固中断するとともに、WTO農業交渉での我が国提案と整合性のある主張を貫くよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月26日

平塚市議会